

## 令和1年度介護職員等特定処遇改善加算計画

介護老人保健施設おはよう館では、令和元年10月1日より介護職員等特定処遇改善加算を算定しております。具体的な賃金以外の取組みについては、下記の通り職場環境整備を行いません。

### 【対象となるサービス】

- ・介護老人保健施設： 特定処遇改善加算Ⅰ
- ・短期入所療養介護（予防）： 特定処遇改善加算Ⅰ
- ・通所リハビリテーション（予防）： 特定処遇改善加算Ⅰ

### 【職場環境等要件について】

#### <資質の向上>

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）します。
- ・介護職員の能力向上のため研修計画を作成して研修を実施します。

#### <労働環境・処遇の改善>

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入しております。

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実に努めております。
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実に努めております。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善をしております。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化しております。
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備しております。

#### <その他>

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化に努めております。
- ・中途採用者（他産業とからの転職者、中高年齢者等）に特化した人事制度（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）を整備しております。
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトに配慮しております。
- ・非正規職員（派遣職員等）から正規職員への転換を推進しております。
- ・職員の増員による業務負担の軽減に取り組んでおります。